

他の地方公共団体からの応援計画①

➤ 原子力災害又は地震、津波との複合災害が発生した場合、国からの支援のほか、福井県、京都府及び滋賀県に対する関係地方公共団体からの支援策として、近隣府県や広域圏、または全国規模の応援協定が締結されている。

福井県・岐阜県災害時等の相互応援等に関する協定(平成7年10月6日) 【応援内容】

- ①被災地の情報収集及び人員、資機材輸送等のためのヘリコプターの派遣
- ②救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職等の職員の派遣及びボランティアのあっせん
- ③食糧、飲料水及び生活必需品並びにその提供に必要な資機材の提供及びあっせん
- ④被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材、物資等の提供及びあっせん
- ⑤救援及び救助活動に必要な車両等の提供及びあっせん
- ⑥被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- ⑦ごみ、し尿処理のための車両及び施設のあっせん
- ⑧その他特に要請のあった事項

中部9県1市災害時等の応援に関する協定(平成19年7月26日) 【対象】

富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、名古屋市長古屋市

- ### 【応援内容】
- ①応援物資等の提供及びあっせん並びに人員の派遣
 - ②避難場所等の相互使用、緊急輸送路の共同啓開等被災県市等の境界付近における必要な措置
 - ③被災者等の一時収容のための施設の提供
 - ④医療機関による傷病者の受入れ
 - ⑤その他特に要請のあった事項

北陸三県災害時等の相互応援に関する協定(平成21年5月18日) 【対象】

富山県、石川県、福井県

- ### 【応援内容】
- ①被災地の情報収集並びに人員及び資機材の輸送等に係るヘリコプターの派遣
 - ②救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職等の職員の派遣並びにボランティアのあっせん
 - ③食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせん
 - ④被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧等に必要な資機材、物資等の提供及びあっせん
 - ⑤避難、救援及び救助活動に必要な車両等の提供及びあっせん
 - ⑥被災者等の一時収容のための施設の提供及びあっせん
 - ⑦ごみ、し尿処理等のための車両及び施設のあっせん
 - ⑧医療機関による傷病者の受入れ
 - ⑨その他要請のあった事項

近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定(平成24年10月25日) 【対象】

福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、関西広域連合

- ### 【応援内容】
- ①職員の派遣
 - ②食料、飲料水及び生活必需品の提供
 - ③資機材の提供
 - ④避難者及び傷病者の受入れ
 - ⑤その他特に要望のあった事項

福井県・石川県災害時等相互応援等に関する協定(平成26年6月11日) 【応援内容】

- ①広域避難に係る避難者の受け入れ調整
- ②原子力防災活動資機材の提供
(緊急時モニタリング資機材・原子力防災活動資機材・緊急時医療資機材)
- ③原子力防災関係職員の派遣
(緊急時モニタリング関係職員・緊急時医療関係職員・その他原子力災害対策関係職員)

福井県・奈良県災害時等の相互応援等に関する協定(平成26年6月11日) 【応援内容】

- ①救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職等の職員の派遣及びボランティアのあっせん
- ②食糧、飲料水及び生活必需品並びにその提供に必要な資機材の提供及びあっせん
- ③被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材、物資等の提供及びあっせん
- ④救助及び救援活動に必要な車両等の提供及びあっせん
- ⑤被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- ⑥その他特に要請のあった事項
- ⑦平常時における、原子力防災に関する情報の提供、普及啓発、研修の実施等
- ⑧原子力災害時の避難受入れにかかる関係市との調整等の協力



他の地方公共団体からの応援計画②

関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定 (平成23年10月31日)

【対象】
 関西広域連合（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市）、九州地方知事会（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、山口県）

- 【応援内容】**
- ①職員の派遣
 - ②食料、飲料水及び生活必需品の提供
 - ③資機材の提供
 - ④避難者及び傷病者の受入れ
 - ⑤船舶等の輸送手段の確保
 - ⑥医療支援
 - ⑦その他被災府県が要請した措置

関西広域連合と中国地方知事会との災害時の相互応援に関する協定 (平成29年6月5日)

【対象】
 関西広域連合（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市）、中国地方知事会（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）

- 【応援内容】**
- ①住民の避難
 - ②被災者等の救援・救護及び災害応急・復旧対策に係る人的・物的支援
 - ③施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋
 - ④その他特に要請のあった事項

関西広域連合と四国知事会との災害時の相互応援に関する協定 (平成29年6月6日)

【対象】
 関西広域連合（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市）、四国知事会（徳島県、香川県、愛媛県、高知県）

- 【応援内容】**
- ①職員の派遣
 - ②食料、飲料水及び生活必需品の提供
 - ③資機材の提供
 - ④避難者及び傷病者の受入れ
 - ⑤車両、ヘリコプター、船舶等の輸送手段の確保
 - ⑥医療支援
 - ⑦その他被災した構成府県市が要請した措置

原子力災害時の相互応援に関する協定(平成13年1月31日)

【対象】
 北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、新潟県、石川県、福井県、静岡県、京都府、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県

- 【応援内容】**
- ①原子力防災資機材の提供
 - ②職員の派遣

全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定(令和6年1月31日)

- 【応援内容】**
- ①人的支援及び斡旋
 - ②物的支援及び斡旋
 - ③施設又は業務の提供及び斡旋
 - ④その他特に要請のあったもの

関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定(平成26年3月6日)

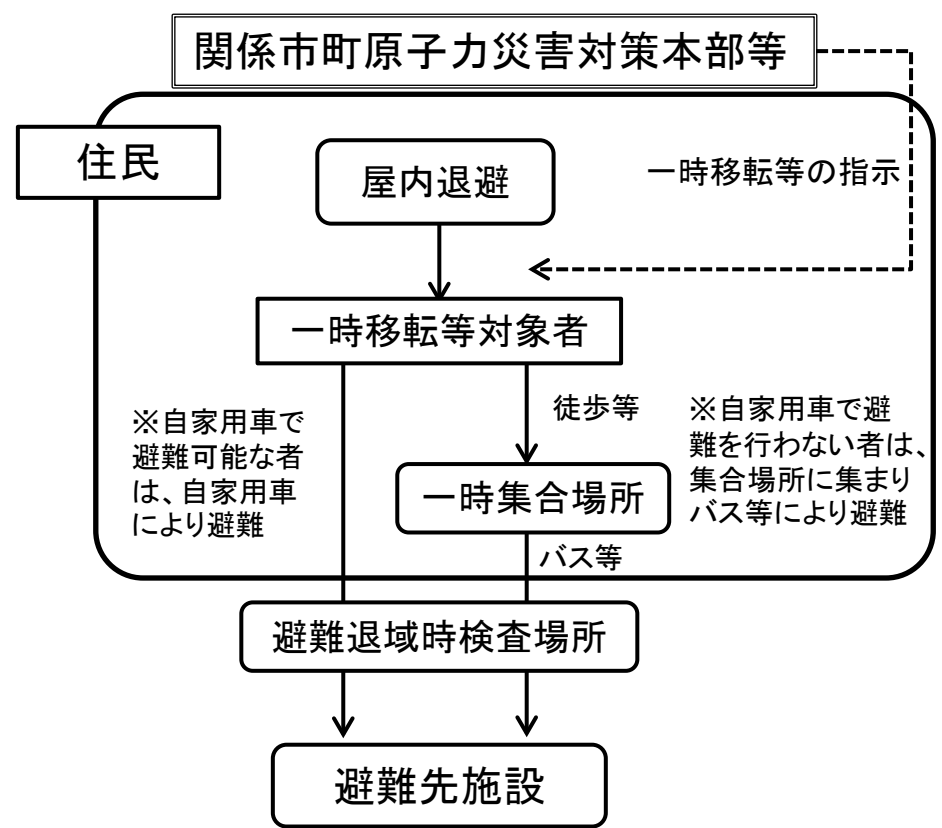
【対象】
 関西広域連合（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市）、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市

- 【応援内容】**
- ①職員の派遣
 - ②食料、飲料水及び生活必需品の提供
 - ③資機材の提供
 - ④避難者及び傷病者の受入れ
 - ⑤車両、ヘリコプター、船舶等の輸送手段の確保
 - ⑥医療支援
 - ⑦その他被災した構成都府県市が要請した措置



福井県におけるUPZ内の一般住民の防護措置

- 国の原子力災害対策本部は、緊急時モニタリングの結果に基づき、OIL1に該当すると特定された地域及びOIL2に該当すると特定された地域に対し一時移転等を指示。
- 国の原子力災害対策本部の指示に基づき、当該地域の関係市町原子力災害対策本部等より、防災行政無線、広報車、ホームページ、緊急速報メールサービス、TV、ラジオ等を用いて一時移転等の指示を伝達。
- 当該住民は避難計画で定めている避難先へ一時移転等を実施。
- 福井県では、OIL1の場合、自家用車による避難が可能な住民は自家用車により避難。それ以外の住民は、県が確保するバス等により避難。OIL2の場合、集団で避難することを基本に、自家用車および県が確保するバス等により避難。



<UPZ市町の避難先> ※令和7年4月1日時点
 地域コミュニティの確保と行政支援継続の観点から、県内避難を基本とする。自然災害等により県内での受入れが困難な場合は県外に避難を実施。

市町名	県内避難先	県外避難先
おおい町 6,979人	敦賀市	伊丹市、川西市 (合計6,979人)
おぼまし 小浜市 27,213人	鯖江市、越前市	豊岡市、養父市 朝来市、香美町 新温泉町、姫路市 市川町、福崎町 神河町 (合計27,213人)
たかはまちよう 高浜町 9,467人	敦賀市	宝塚市、三田市、猪名川町 (合計9,467人)
わかさちよう 若狭町 13,104人	越前町	丹波市、丹波篠山市、 三木市、加東市、小野市 西脇市、加西市、多可町 (合計13,104人)
みはまちよう 美浜町 8,627人	大野市	-

おおい町におけるUPZから避難先施設までの主な経路

➤ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

【広域避難先(県外避難)】
 兵庫県
 <本郷、佐分利地区>
 川西市(川西市立牧の台小学校、他14か所)
 <本郷、名田庄地区>
 伊丹市(笹原小学校、他23か所)

【広域避難先(県内避難)】
 敦賀市
 <本郷地区>
 敦賀市立栗野小学校、他7か所
 <佐分利地区>
 敦賀市立敦賀西小学校、他2か所
 <名田庄地区>
 敦賀市立東浦小中学校、他7か所

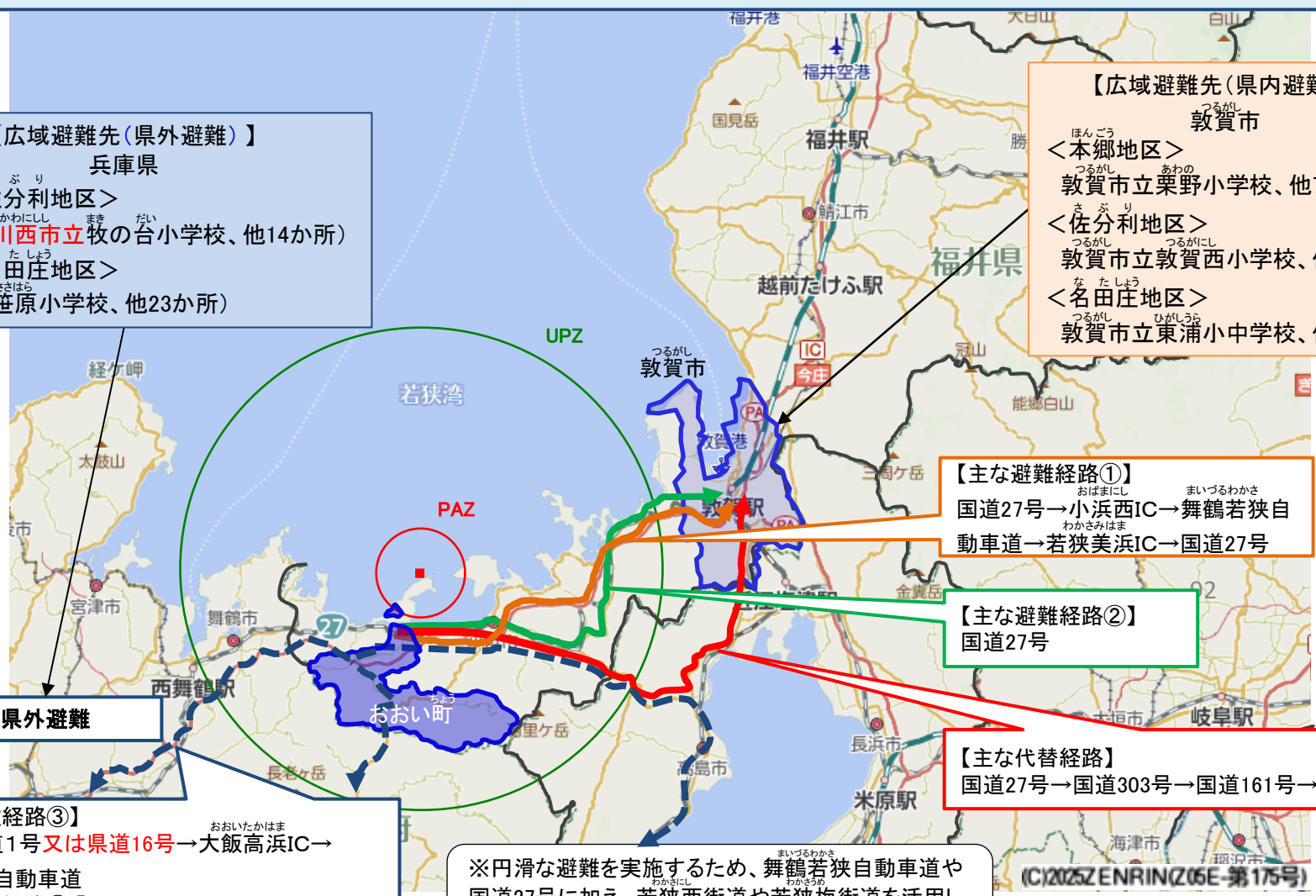
【主な避難経路①】
 国道27号→小浜西IC→舞鶴若狭自動車道→若狭美浜IC→国道27号

【主な避難経路②】
 国道27号

【主な代替経路】
 国道27号→国道303号→国道161号→国道8号

【主な避難経路③】
 府道・県道1号又は県道16号→大飯高浜IC→舞鶴若狭自動車道
【主な避難経路④】
 県道16号→国道162号→府道12号→国道27号→国道9号→国道173号
 ※その他代替経路として、国道303号等を設定

※円滑な避難を実施するため、舞鶴若狭自動車道や国道27号に加え、若狭西街道や若狭梅街道を活用したルートによる避難も状況に応じて実施。



小浜市におけるUPZから避難先施設までの主な経路

▶ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

- 【広域避難先(県外避難)】**
- 兵庫県
- <小浜、雲浜、西津、内外海、国富、宮川、今富地区>
- 姫路市(姫路市立姫路球場、他37か所)
- <松永地区>
- 朝来市(朝来市和田山体育センター、他4か所)
- <遠敷地区>
- 豊岡市(豊岡市立総合体育館、他12か所)
- <口名田地区>
- 市川町(市川町スポーツセンター体育館、他2か所)
- 福崎町(コミュニティセンターサルビア会館、他4か所)、
- 神河町(神河町立神崎小学校、他1か所)
- <中名田地区>
- 養父市(養父市関宮農林漁業者等健康増進施設、他8か所)
- <加斗地区>
- 新温泉町(新温泉町健康公園体育館、他1か所)、香美町
- (香美町立射添体育館、他3か所)

- 【広域避難先(県内避難)】**
- 越前市・鯖江市
- <小浜、雲浜、西津、内外海、国富、松永、口名田地区>
- 越前市立武生東小学校、福井県立武生商工高等学校、他29か所
- <内外海、宮川、遠敷、今富、中名田、加斗地区>
- 鯖江市立河和田小学校、鯖江市立中央中学校、他12か所

【主な避難経路①】

小浜IC→舞鶴若狭自動車道→北陸自動車道→武生IC・鯖江IC

【主な避難経路②】

国道27号→敦賀IC→北陸自動車道→武生IC・鯖江IC

【主な代替経路】

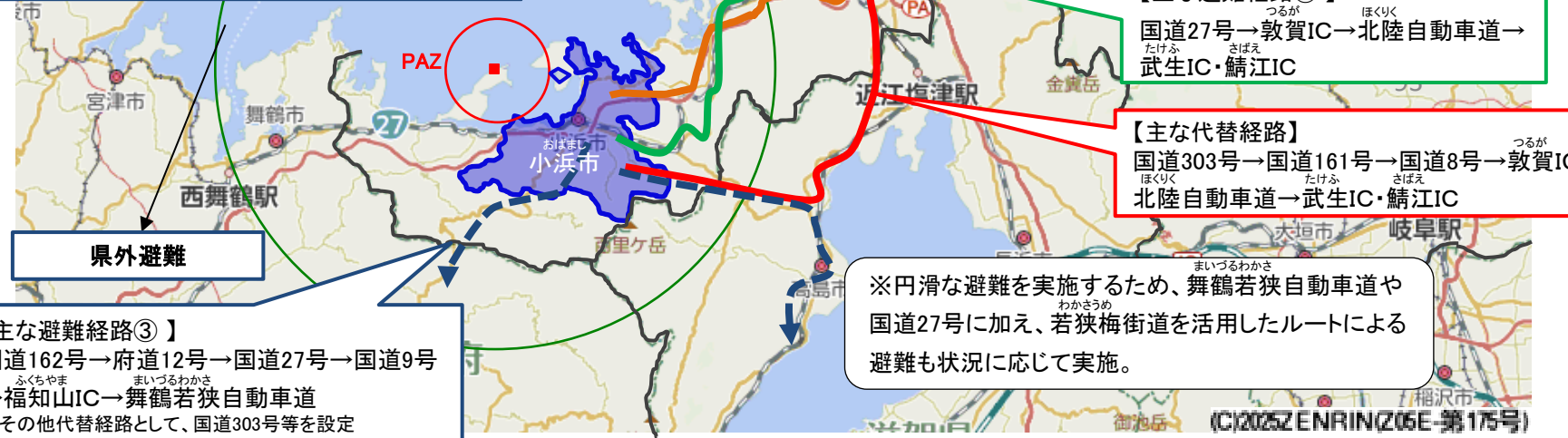
国道303号→国道161号→国道8号→敦賀IC→北陸自動車道→武生IC・鯖江IC

【主な避難経路③】

国道162号→府道12号→国道27号→国道9号→福知山IC→舞鶴若狭自動車道

※その他代替経路として、国道303号等を設定

※円滑な避難を実施するため、舞鶴若狭自動車道や国道27号に加え、若狭梅街道を活用したルートによる避難も状況に応じて実施。



高浜町におけるUPZから避難先施設までの主な経路

▶ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

【広域避難先(県外避難)】
 兵庫県
 <和田地区>
 三田市(駒ヶ谷運動公園、他3か所)
 <高浜地区>
 宝塚市(宝塚市立東公民館、他6か所)、
 猪名川町(猪名川町スポーツセンター、他2か所)
 <青郷地区>
 宝塚市(兵庫県立宝塚高等学校、他6か所)
 <内浦地区>
 三田市(駒ヶ谷運動公園)

【広域避難先(県内避難)】
 敦賀市
 <和田地区>
 敦賀市立栗野スポーツセンター、他3か所
 <高浜地区>
 敦賀市愛発公民館、他6か所
 <青郷地区>
 敦賀市立栗野南小学校、他4か所
 <内浦地区>
 敦賀市立少年自然の家、他1か所



【主な避難経路①】
 国道27号→小浜西IC→舞鶴若狭自動車道→敦賀IC

【主な避難経路②】
 国道27号

【主な代替経路】
 国道27号→国道303号→国道161号→国道8号

※円滑な避難を実施するため、舞鶴若狭自動車道や国道27号に加え、若狭西街道や若狭梅街道を活用したルートによる避難も状況に応じて実施。

【主な避難経路③】
 国道27号→府道28号→舞鶴東IC→舞鶴若狭自動車道
 【主な避難経路④】
 県道16号→国道162号→府道12号→国道27号→国道9号→国道173号
 ※その他代替経路として、国道303号、府道・県道1号等を設定

若狭町におけるUPZから避難先施設までの主な経路

➤ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

- 【広域避難先(県外避難)】**
 兵庫県
- <三十三地区>
 三木市(三木市立口吉川町公民館、他10か所)
 - <三方地区>
 三木市(三木市立自由が丘公民館、他2か所)
 丹波篠山市(丹波篠山市立篠山総合スポーツセンター、他5か所)
 - 加東市(加東市やしろ国際学習塾)
 - 丹波市(丹波市立山南農業者等体育施設、他3か所)
 - <西田地区>
 丹波市(丹波市立三ツ塚ふれあいセンター愛育館、他2か所)
 - <鳥羽地区>
 西脇市(黒っこプラザ、他4か所)
 - <瓜生地区>
 加西市(加西市民会館、他8か所)
 - <三宅地区>
 加東市(加東市滝野総合公園体育館)、小野市(小野市立コミュニティーセンター下東条、他1か所)
 - <野木地区>
 小野市(兵庫県立小野高等学校、他3か所)
 - <熊川地区>
 多可町(多可町文化会館、他3か所)

【主な避難経路①】
 若狭上中IC、若狭三方IC→舞鶴若狭自動車道→北陸自動車道→武生IC

- 【広域避難先(県内避難)】**
 越前町
- <三十三地区>
 越前町立宮崎小学校、他10か所
 - <三方地区>
 福井県立丹生高等学校、他6か所
 - <西田地区>
 越前町織田健康福祉センター、他2か所
 - <鳥羽地区>
 越前町立織田小学校、他2か所
 - <瓜生地区>
 越前町立越前中学校、他2か所
 - <三宅地区>
 越前町営越前体育館、他5か所
 - <野木地区>
 越前町立旧城崎小学校、他3か所
 - <熊川地区>
 越前町立萩野小学校、他3か所

【主な避難経路②】
 国道27号→国道8号→国道305号

【主な代替経路】
 国道303号→国道161号→国道8号→敦賀IC→北陸自動車道→武生IC

※円滑な避難を実施するため、国道27号線や舞鶴若狭自動車道に加え、若狭梅街道を活用したルートによる避難も状況に応じて実施。

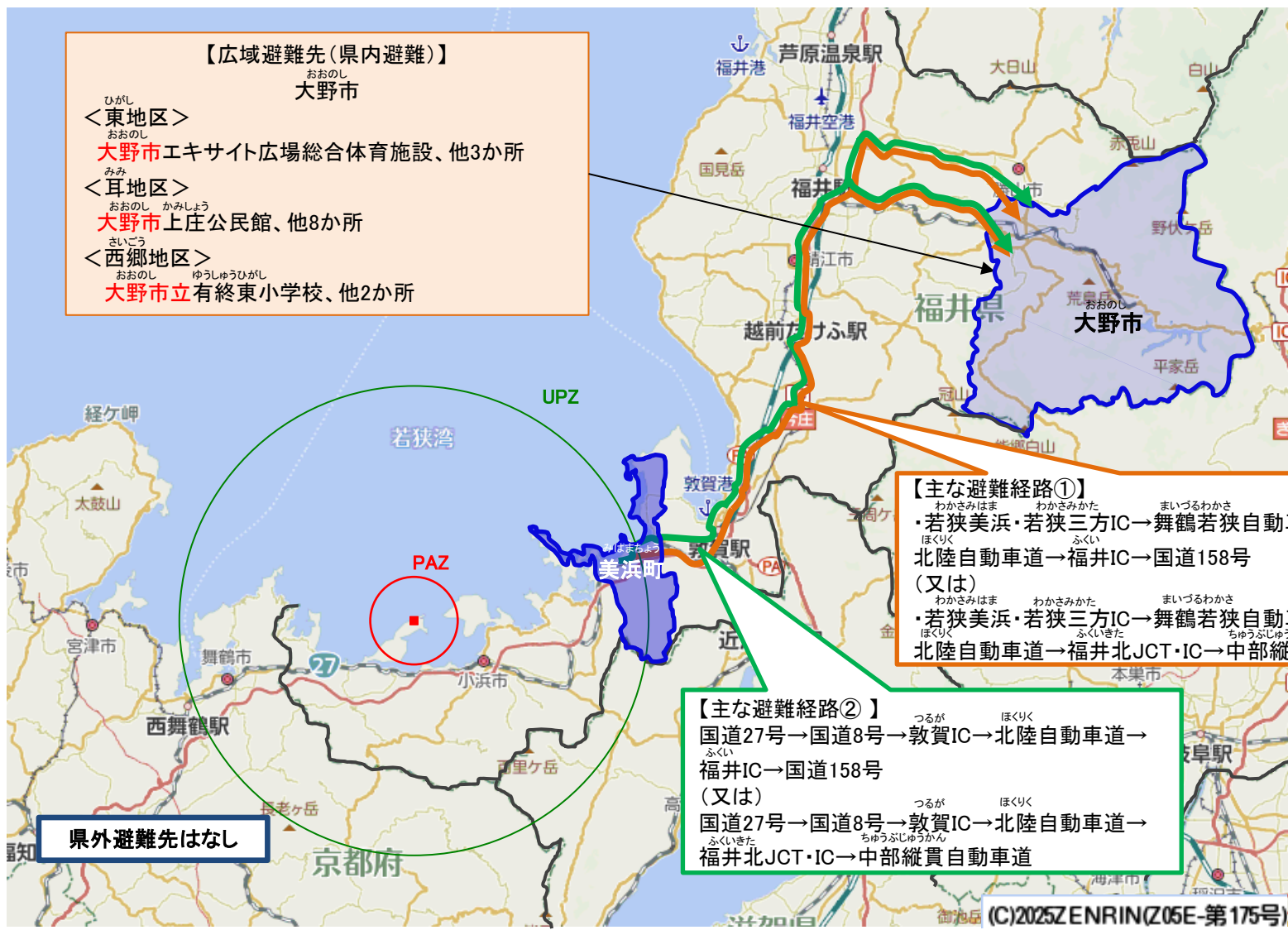
【主な避難経路③】
 国道303号→国道161号→名神高速道路→中国自動車道
 ※その他代替経路として、国道162号等を設定

県外避難



美浜町におけるUPZから避難先施設までの主な経路

➤ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。



【広域避難先(県内避難)】
おおのし
大野市

ひがし
<東地区>
おおのし
大野市エキサイト広場総合体育施設、他3か所

みみ
<耳地区>
おおのし かみしよう
大野市上庄公民館、他8か所

さいごう
<西郷地区>
おおのし ゆうしゅうひがし
大野市立有終東小学校、他2か所

【主な避難経路①】

わかさみはま わかさみかた まいづるわかさ
・若狭美浜・若狭三方IC→舞鶴若狭自動車道→
ほくりく ふくい
北陸自動車道→福井IC→国道158号
(又は)
わかさみはま わかさみかた まいづるわかさ
・若狭美浜・若狭三方IC→舞鶴若狭自動車道→
ほくりく ちゅうぶふじゅうかん
北陸自動車道→福井北JCT・IC→中部縦貫自動車道

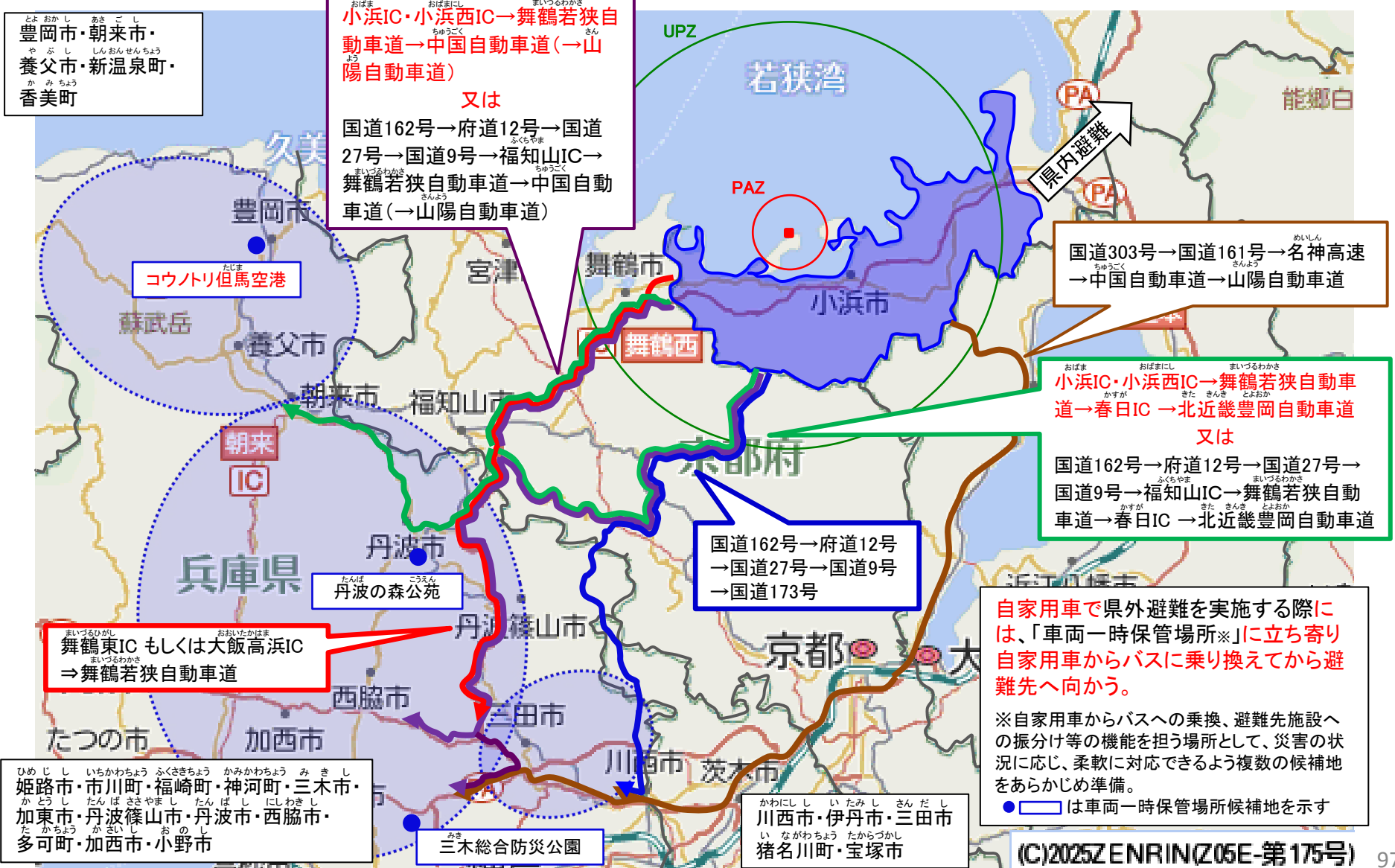
【主な避難経路②】

つるが ほくりく
国道27号→国道8号→敦賀IC→北陸自動車道→
ふくい
福井IC→国道158号
(又は)
つるが ほくりく
国道27号→国道8号→敦賀IC→北陸自動車道→
ふくい ちゅうぶふじゅうかん
福井北JCT・IC→中部縦貫自動車道

県外避難先はなし

福井県におけるUPZから県外避難先施設までの広域避難経路

- 福井県は、県内避難が基本であり、県外避難先への経路設定は、災害状況等に応じ柔軟に対応。
- 県外避難先への経路について、想定される経路を記載。



自然災害により孤立した場合の対応(福井県)

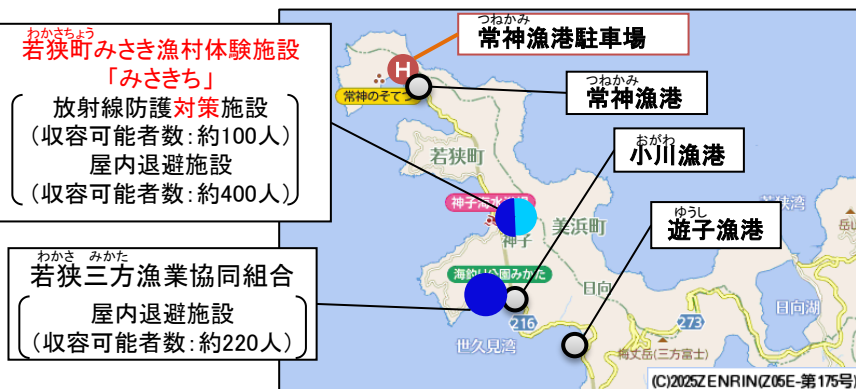
- **UPZ**では全面緊急事態となった場合、屋内退避を行う。その後、住民避難等の指示が出た場合には、一時移転等を実施。
- **UPZ**の半島部において、自然災害の発生により住民が孤立した場合には、臨時ヘリポート(夜間対応可)や漁港を活用し、空路や海路による避難を実施。また、空路や海路での避難体制が整うまで放射線防護**対策**施設を含む屋内退避施設にて屋内退避を実施し、避難体制が十分に整った段階で一時的移転等を実施。
- **UPZ**の中山間地域においても、集落へのアクセス道が寸断され、住民が孤立化した場合には、臨時ヘリポート(夜間対応可)を活用し、空路による避難を実施。
- また、道路管理者等は、孤立した地区の避難路を優先して、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。

<UPZ半島部における臨時ヘリポート整備場所>

半島部	該当地区名	整備場所
うちうら 内浦半島	たかはまちょう うちうら 高浜町内浦地区	おとみ 旧音海小中学校グラウンド うちうら 内浦小中学校グラウンド ひびき 日引漁港
つねがみ 常神半島	わかさちょう いしうら 若狭町西浦地区	つねかみ 常神漁港駐車場
つるが 敦賀半島	みはまちょう ひがし 美浜町東地区	関西電力(株)県道沿用地駐車場

- <凡例>
- :放射線防護**対策**施設(収容可能者数)
 - :放射線防護**対策**施設以外の屋内退避施設(収容可能者数)
 - H:ヘリポート適地等
 - :漁港

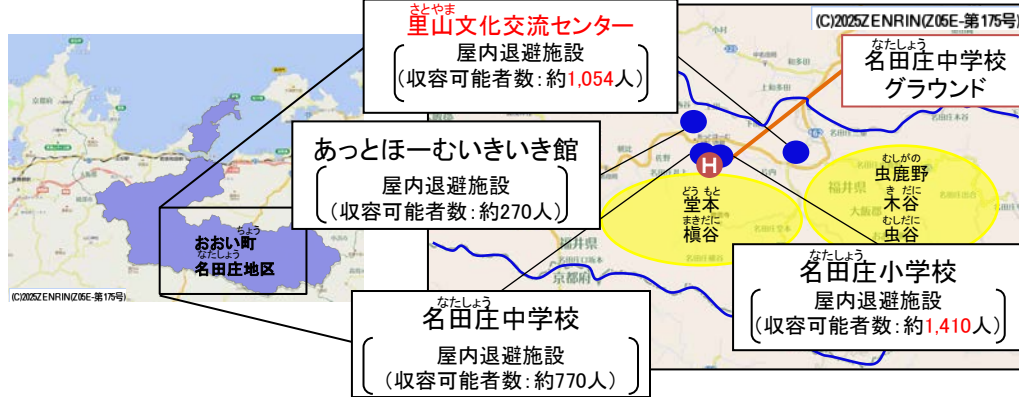
半島部(例) 若狭町常神半島



<UPZ中山間地域における臨時ヘリポート整備場所>

中山間地域	該当集落名	整備場所
おおい町 名田庄地区	まきだに むしがの むしだに きだに どうもと	なたしやう 名田庄中学校グラウンド
おばまし 小浜市口名田地区	にしあいおい おくだの すの	くちなた 口名田小学校グラウンド
// 遠敷地区	かみねごり しもねごり	おにゆう 旧遠敷小学校グラウンド
わかさちょう 若狭町熊川地区	こうち	くまがわ 旧熊川小学校グラウンド
みはまちょう 美浜町新庄地区	しんじやう	しんじやう 旧新庄小学校グラウンド

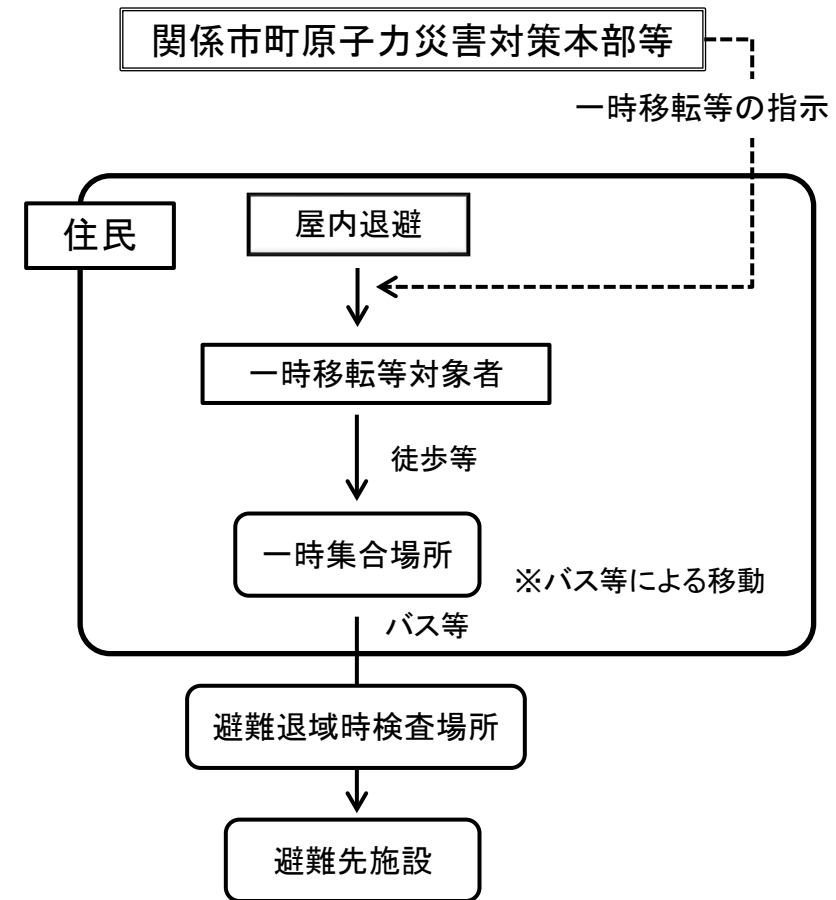
中山間地域(例) おおい町名田庄地区



※ 利用する港については、被災状況等を考慮し選定
 ※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施。98

京都府におけるUPZ内の一般住民の防護措置

- 国の原子力災害対策本部は、緊急時モニタリングの結果に基づき、OIL1に該当すると特定された地域及びOIL2に該当すると特定された地域に対し一時移転等を指示。
- 国の原子力災害対策本部の指示に基づき、当該地域の関係市町原子力災害対策本部等より、防災行政無線、広報車、ホームページ、緊急速報メールサービス、TV、ラジオ等を用いて一時移転等の指示を伝達。
- 当該住民は避難計画で定めている避難先へ一時移転等を実施。
- 京都府では、渋滞抑制の観点から、原則バスによる移動を実施。



<UPZ市町の避難先>

市町名	府内避難先	府外避難先	
舞鶴市 70,513人	京都市、宇治市、城陽市、向日市	兵庫県 神戸市、尼崎市、西宮市 (合計59,657人)	
綾部市 1,223人	福知山市、亀岡市	徳島県 鳴門市、松茂町、北島町 (合計14,674人)	
南丹市 2,739人	南丹市内	兵庫県 たつの市、太子町、佐用町 (合計1,223人)	
京丹波町 213人	京丹波町内	兵庫県 洲本市、南あわじ市 (合計2,739人)	
京都市 235人	京都市内	あしやし 芦屋市 (合計:213人)	
		—	

※ 令和7年4月1日時点

舞鶴市におけるUPZから避難先施設までの主な経路

➤ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

【凡例】
● 京都府が準備する避難
退域時検査場所候補地

【主な避難経路】
国道175号→府道55号→国道9号→
丹波IC→京都縦貫自動車道→大山崎
JCT→京滋バイパス→宇治西IC

【主な避難経路】
国道27号→舞鶴西IC→舞鶴若狭自動車道→
綾部JCT→京都縦貫自動車道→京丹波みず
ほIC→国道173号→国道9号→丹波IC→京都
縦貫自動車道→沓掛IC

【広域避難先(府外避難)】
兵庫県
＜志楽、朝来、大浦、新舞鶴、中舞鶴、
与保呂、池内、高野＞
神戸市(東灘体育館、他64か所)
＜余内、吉原、明倫＞
尼崎市(竹谷小学校、他82か所)
＜中筋、池内、福井、由良川＞
西宮市(小松小学校、他50か所)
※避難元地区はいずれも小学校区表記

【広域避難先(府内避難)】
京都市・宇治市・城陽市・向日市
＜志楽、朝来、大浦、新舞鶴、三笠、倉梯、
倉梯第二、与保呂、中舞鶴、余内、明倫＞
京都市(京都市東山青少年活動セン
ター、他115か所)
＜池内、中筋、由良川＞
宇治市(伊勢田小学校、他32か所)
＜高野、福井＞
城陽市(寺田南小学校、他16か所)
＜吉原＞
向日市(市民体育館)
※避難元地区はいずれも小学校区表記

【広域避難先(府外避難)】
徳島県
＜倉梯＞
鳴門市(市立大津西小学校、他33か所)
＜三笠＞
松茂町(松茂町役場、他14か所)
＜倉梯第二＞
北島町(北島町武道館、他17か所)
※避難元地区はいずれも小学校区表記

【主な府外避難経路①(神戸市、尼崎市、西宮市)】
府道28号→舞鶴東IC→舞鶴若狭自動車道→吉川JCT→中国
自動車道→(神戸市:神戸三田IC→六甲北有料道路、尼崎
市・西宮市:宝塚IC→県道42号線)

【主な府外経路②(鳴門市、松茂町、北島町)】
府道28号→舞鶴東IC→舞鶴若狭自動車道→吉川JCT→中国
自動車道→神戸三田IC→六甲北有料道路→神戸北IC→山陽
自動車道→神戸西IC→神戸淡路鳴門自動車道→鳴門北IC



綾部市におけるUPZから避難先施設までの主な経路

➤ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

【凡例】
● 京都府が準備する避難退域時検査場所候補地

【主な府内避難経路②】
府道1号→国道27号→府道8号→府道77号→府道74号

綾部市中央公民館

PAZ

【主な避難経路①】
府道1号→国道27号→京丹波わちIC→京都縦貫自動車道→京丹波みずほIC→国道173号→国道9号→丹波IC→京都縦貫自動車道→亀岡IC

【広域避難先(府内避難)】
福知山市
＜奥上林、中上林、東八田(大又自治会)＞
福知山市(三段池公園総合体育館、他6か所)

三段池公園

丹波自然運動公園

【広域避難先(府内避難)】
亀岡市
＜奥上林、中上林、東八田(大又自治会)＞
亀岡市(東別院町ふれあいセンター、他12か所)

【広域避難先(府外避難)】
兵庫県
＜東八田(大又自治会)＞
たつの市(揖保川ときめきセンター)
＜中上林＞
太子町(町民体育館、他5か所)
＜奥上林＞
佐用町(上月体育館、他1か所)

【主な府外避難経路】
府道1号→国道27号→府道8号→府道77号→綾部IC→舞鶴若狭自動車道→吉川JCT→中国自動車道→(たつの市・太子町:福崎IC)→播但連絡有料道路→山陽姫路東IC→山陽自動車道→龍野IC(至たつの市)、山陽姫路西IC(至太子町)、佐用町:佐用IC)



南丹市におけるUPZから避難先施設までの主な経路

➤ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

【凡例】

● 京都府が準備する避難
退域時検査場所候補地

【主な府外避難経路】

国道162号→府道12号→国道27号→国道9号→国道173号→国道372号→県道306号→但南篠山口IC→舞鶴若狭自動車道→吉川JCT→中国自動車道→神戸三田IC→六甲北有料道路→神戸北IC→山陽自動車道→三木JCT→山陽自動車道→神戸西IC→神戸淡路鳴門自動車道→(洲本市:洲本IC、南あわじ市:あわじ南IC)

【広域避難先(府外避難)】

兵庫県

<福居、盛郷、豊郷、鶴ヶ岡、高野、知井、平屋(内久保、大内、荒倉、野添、安掛)>

洲本市(洲本市文化体育館、他8か所)

<平屋(深見、長尾、又林、上平屋、下平屋)、大野、宮島>

南あわじ市(阿那賀地区公民館、他8か所)

【避難先(市内避難)】

南丹市内

<福居、盛郷、豊郷、鶴ヶ岡、高野、知井、平屋、大野、宮島>

南丹市(園部北部コミュニティセンター、他12か所)



京丹波町におけるUPZから避難先施設までの主な経路

➤ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

【凡例】

● 京都府が準備する避難
退域時検査場所候補地



【主な府外避難経路】

府道59号→国道27号→丹波IC→京都縦貫自動車道→大山崎JCT→名神高速道路→吹田JCT→西宮IC→国道43号

【主な避難経路】

府道51号→府道12号→国道27号→国道9号

【避難先(町内避難)】

京丹波町内
 <上乙見、西河内、下粟野、細谷、上粟野、仏主>
 京丹波町(三ノ宮基幹集落センター、山村開発センターみずほ)

【広域避難先(府外避難)】

兵庫県
 <上乙見、西河内、下粟野、細谷、上粟野、仏主>
 芦屋市(芦屋市立朝日ヶ丘小学校、他3か所)

京都市におけるUPZから避難先施設までの主な経路

▶ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。



ゼミナルハウス

だいこくだに
大黒谷キャンプ場

はなせ
花背山の家

【主な避難経路】
 ①府道110号→府道781号→国道367号
 ②府道38号→国道477号
 ③国道162号

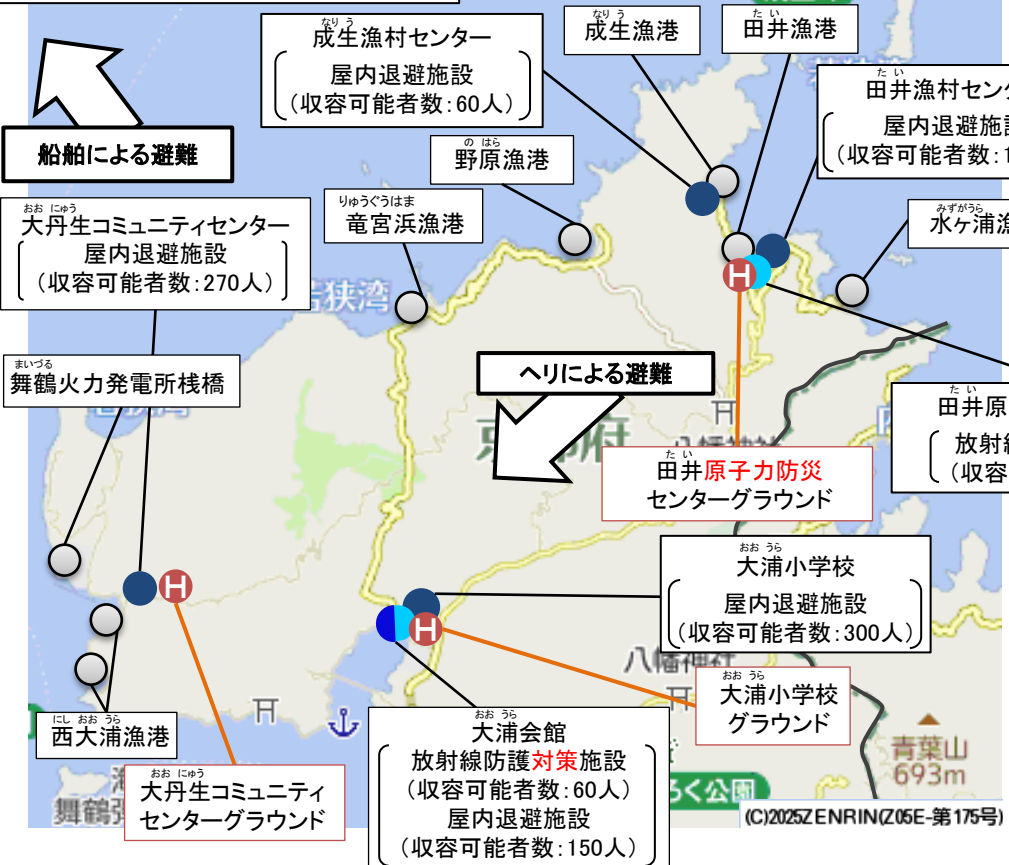
【避難先(市内避難)】
 京都市
 <左京区(久多、広河原)、右京区(京北
 上弓削町上川行政区)>
 京都市(元京北第三小学校、花背山の家、
 大原小中学校)

【凡例】
 ● 京都市が準備する避難
 退域時検査場所候補地
 ● 京都市が準備する簡易
 検査場所候補地

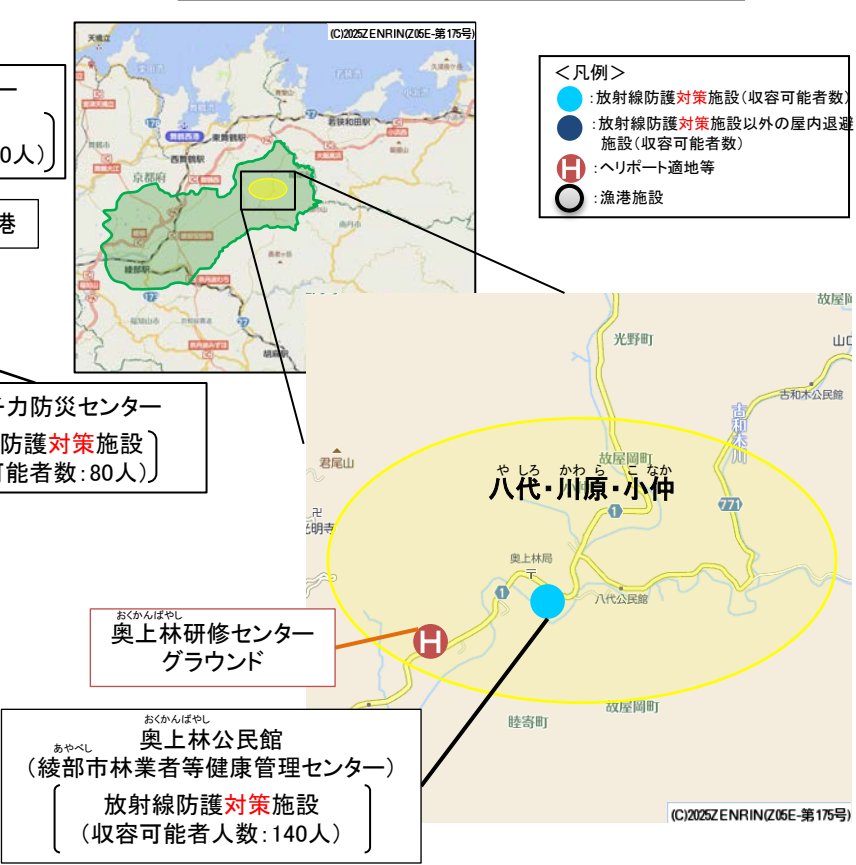
自然災害により孤立した場合の対応(京都府)

- UPZでは全面緊急事態となった場合、屋内退避を行う。その後、住民避難等の指示が出た場合には、一時移転等を実施。
- UPZの半島及び沿岸部、中山間地域については、自然災害の発生により、道路が使用できず住民が孤立した場合に備え、臨時ヘリポートを整備。また、海路や空路での避難体制が整うまでは、放射性防護**対策**施設を含む屋内退避施設にて屋内退避を実施し、避難体制が十分に整った段階で一時移転等を実施。
- また、道路管理者等は、孤立した地区の避難路を優先して、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。

半島部(例) 舞鶴市大浦半島



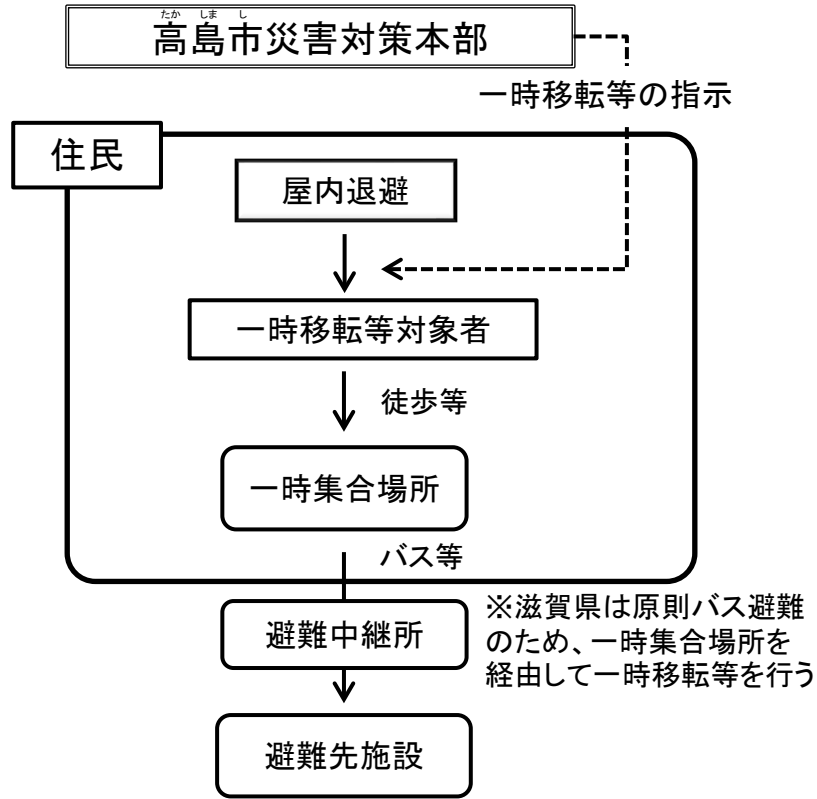
中山間地域(例) 綾部市奥上林地区



※ 利用する港については、被災状況等を考慮し選定
 ※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施

滋賀県におけるUPZ内の一般住民の防護措置

- 国の原子力災害対策本部は、緊急時モニタリングの結果に基づき、OIL1に該当すると特定された地域及びOIL2に該当すると特定された地域に対し一時移転等を指示。
- 国の原子力災害対策本部の指示に基づき、高島市災害対策本部より、防災行政無線、広報車、ホームページ、緊急速報メールサービス、TV、ラジオ等を用いて一時移転等の指示を伝達。
- 当該住民は避難計画で定めている避難先へ一時移転等を実施。
- 滋賀県では、渋滞抑制の観点から、原則バスによる移動を実施。
- バス等による避難においては、身体的な負担を考慮し、避難中に休憩をとるなど健康に配慮した避難を行う。



<UPZ市町の避難先>

地域コミュニティの確保と行政支援継続の観点から、高島市内、県内避難を優先的に検討し、自然災害等により県内での受入れが困難な場合は県外に避難。

市町名	県内避難先	県外避難先	
高島市 (372人)	高島市内	大阪府	大阪市、枚方市、高槻市 (合計: 372人)

※令和7年4月1日時点

※滋賀県は原則バス避難のため、一時集合場所を経由して一時移転等を行う

高島市におけるUPZから避難先施設までの主な経路

- 滋賀県及び高島市は、警戒事態で災害警戒本部を設置し、施設敷地緊急事態で災害対策本部に移行。
- 滋賀県は住民の一時移転等に備え、滋賀県バス協会に**災害等の緊急時における人員輸送に関する協定**に基づき、バスの派遣準備を要請。
- 高島市は、職員配置表や職員の行動マニュアル等に基づき、一時移転等の対象となる各地区に職員を配置。
- 市内、県内避難を優先的に検討し、自然災害等により県内での受入れが困難な場合は県外に避難。
- 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートにより避難を実施。

【高島市内の避難経路】

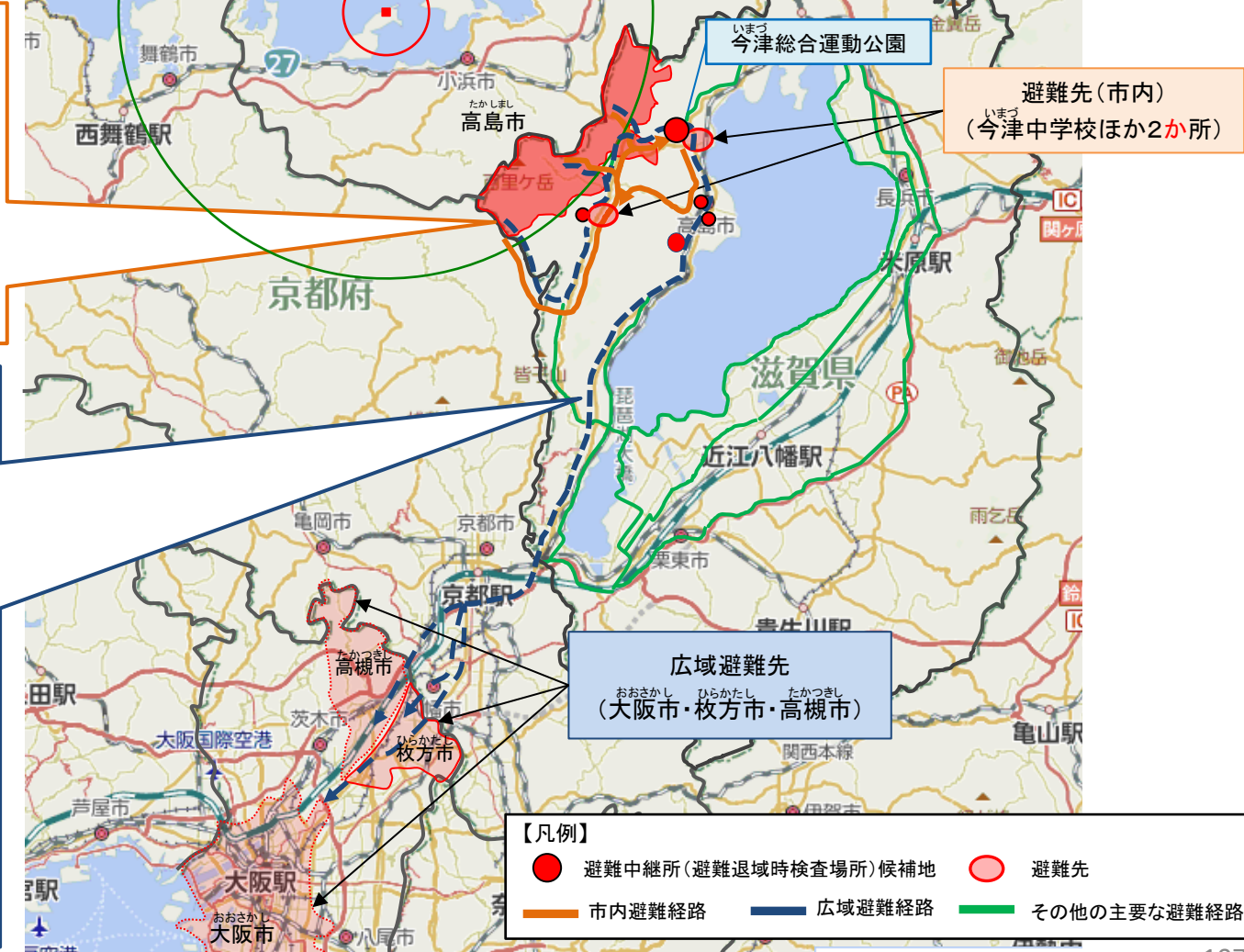
<今津地域>
 国道303号→避難中継所(今津総合運動公園)→県道534号→今津中学校

<朽木地域>
 (県道781号→)県道23号→国道367号→
国道303号→避難中継所(今津総合運動公園)→国道161号→県道23号→グリーンパーク想い出の森、朽木中学校

【広域避難経路(県外)】

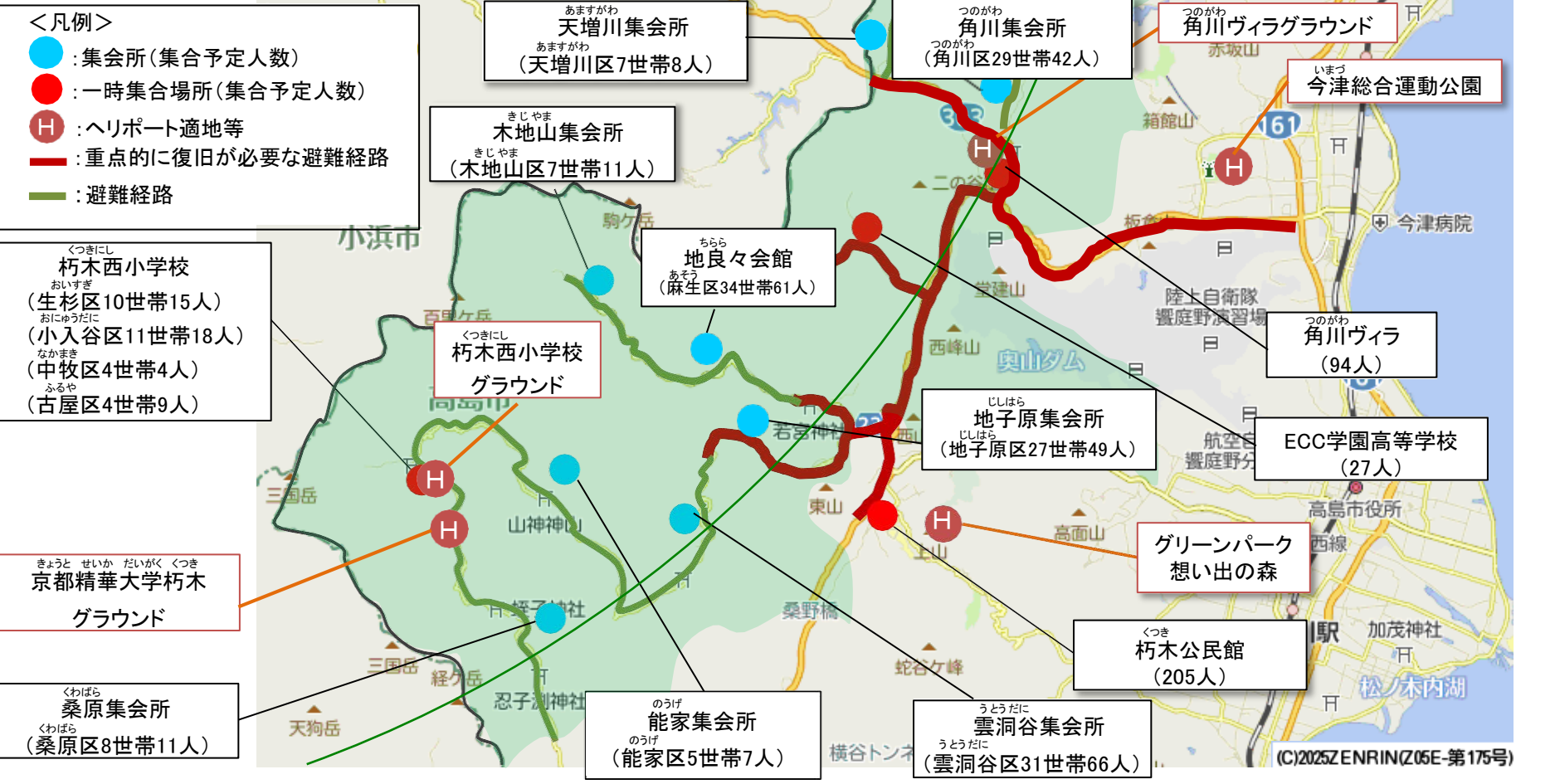
<今津地域>
 国道303号→避難中継所(今津総合運動公園)→県道534号→国道161号→名神高速道路(大山崎IC)→国道171号→高槻市
 (又は)
 国道303号→避難中継所(今津総合運動公園)→県道534号→国道161号→京都東IC→名神高速道路→京都南IC→京阪国道→枚方市

<朽木地域>
 (県道781号→)県道23号→国道367号→
国道303号→避難中継所(今津総合運動公園)→県道534号→国道161号→京都東IC→名神高速道路→第二京阪道路→門真IC→大阪市



自然災害により孤立した場合の対応(滋賀県)

- UPZでは全面緊急事態となった場合、屋内退避を行う。その後、住民避難等の指示が出た場合には、一時移転等を実施。
- 高島市内のUPZは山地であることから、自然災害の発生により孤立するおそれが高く、避難にあたり道路が使用できないような場合には、空路での避難体制が整うまで屋内退避を継続し、避難体制が十分に整った段階で一時移転等を実施。
- 家屋で屋内退避ができない場合は、集会所または一時集合場所で屋内退避を行う。集会所等には、屋内退避が長期化したときの生活用品等の備蓄を実施。
- 道路管理者等は、孤立した地区の避難路を優先して、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。



※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施

自然災害により道路が通行不能な場合の復旧策（自然災害対応）

- 避難開始前の段階で、避難計画で避難経路として定められている道路が、自然災害により使用できない場合は、PAZの福井県、おおい町、小浜市は、代替経路を設定するとともに、道路管理者等は復旧作業を実施。
- また、UPZの福井県・京都府・滋賀県及び関係市町においても同様に、避難経路が自然災害により使用できない場合には、代替経路を設定するとともに、道路管理者等は復旧作業を実施。
- 直轄国道及び高速道路については、国土交通省近畿地方整備局及び高速道路会社（NEXCO）が、早急に被害状況を把握し、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保等に努める。

＜直轄国道＞
国土交通省近畿地方整備局が応急復旧作業を実施

まいづるわかさ
＜舞鶴若狭自動車道＞
高速道路会社（NEXCO）が応急復旧作業を実施

＜京都府の管理道路＞
京都府災害対策本部が応急復旧作業を実施

福井県災害対策本部

＜福井県の管理道路＞
福井県災害対策本部が応急復旧作業を実施

＜滋賀県の管理道路＞
滋賀県災害対策本部が応急復旧作業を実施



京都府災害対策本部

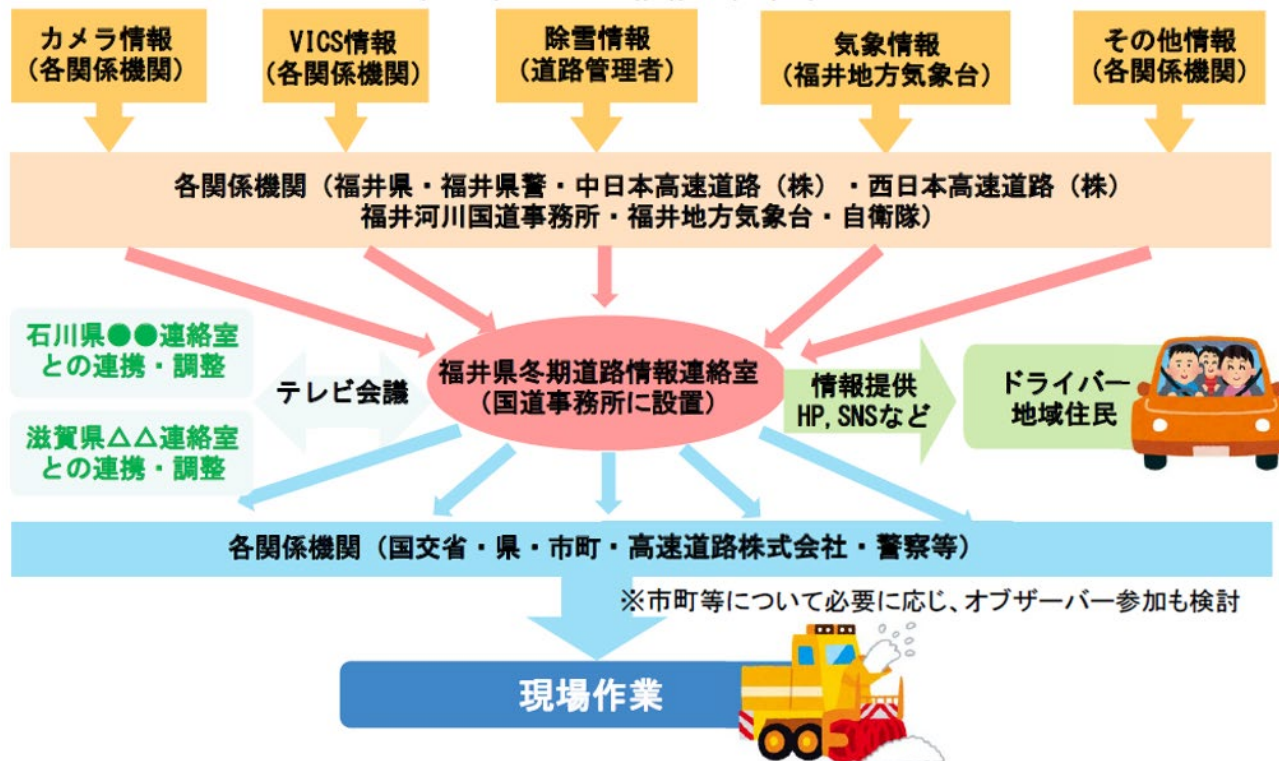
- 災害発生時には、各管理道路のパトロールを実施し、被害の状況等を把握
- 道路の被害状況を踏まえ、国、府県、高速道路会社がそれぞれ建設業協会等と締結している協定等をもとに、応急復旧工事を実施

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織（警察、消防、海上保安庁、自衛隊）が必要に応じて支援を実施 109

豪雪時における除雪体制（自然災害対応）

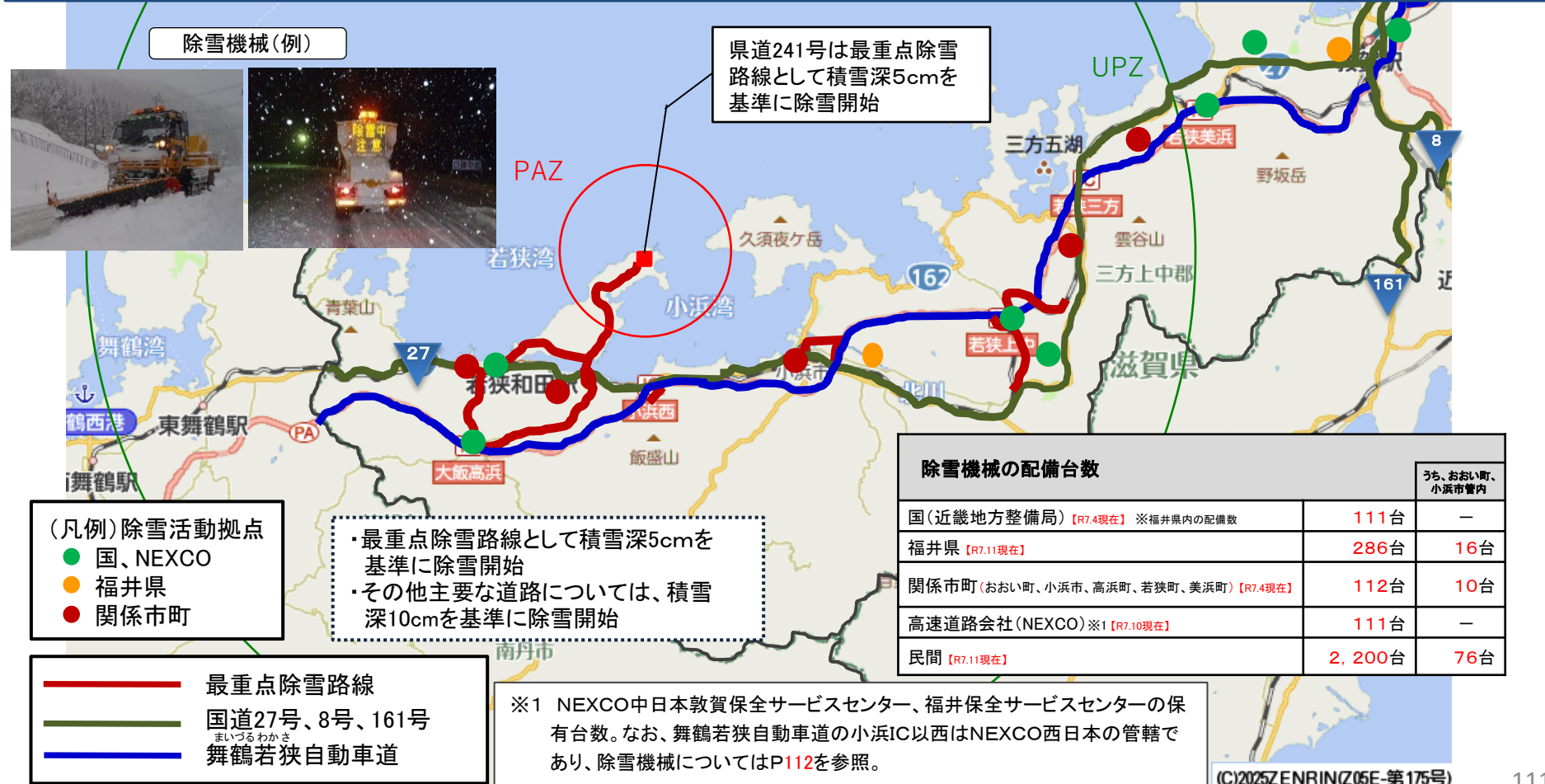
- 豪雪時における除雪計画、広報計画の調整等を目的とし、以下の措置を実施。
- 道路管理者、警察、気象台、利用者団体等から構成される情報連絡本部を、福井県においては近畿地方整備局福井河川国道事務所、京都府においては近畿地方整備局福知山河川国道事務所、滋賀県においては近畿地方整備局滋賀国道事務所に設置し、情報を一元化。
- 道路管理者は、集中的な大雪時に備えて、他の道路管理者をはじめ、地方公共団体その他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワーク毎に、タイムラインを策定。なお、策定に当たっては、降雪予測が大きく影響を与えることを踏まえ、冬型の気圧配置により日本海側で数日間の降雪が予測される場合には、降雪予測を3日先まで拡充し、タイムラインを策定。

<福井県における情報連絡本部(例)>



福井県における降雪時の避難経路の確保 (自然災害対応)

- 福井県は国土交通省近畿地方整備局や関係機関等との協議を踏まえ、「道路雪対策基本計画」を定め、短期間の集中降雪による局地的大雪の発生等に柔軟に対応できる体制を整備。
- 福井県は県内外へのアクセス路線となる高速道路ICと主要国道を結ぶ路線や原子力発電所と国道27号を結ぶ幹線道路等を最重点除雪路線と定め、除雪を重点的に実施するとともに、緊急時には民間除雪機械を最大限まで増強し、避難経路の除雪を実施。
- 直轄道路及び高速道路については、国土交通省近畿地方整備局及び高速道路会社(NEXCO)が、除雪体制の強化を図り各関係機関の緊密な連携の下、各機関の除雪計画に基づき、適切な除雪、凍結防止等の対策を行い、冬期間の交通の確保等に努める。



京都府における降雪時の避難経路の確保 (自然災害対応)

- 京都府及び関係市町は毎年度除雪計画を定め、住民生活の安定及び経済活動に不可欠な道路をあらかじめ除雪路線にしており、路面上の積雪深は**おおむね**10cmの時には除雪を実施。京都縦貫自動車道等については、京都府道路公社が、雪氷対策要領に基づき、迅速かつ適切な雪氷作業(除雪、凍結防止等の対策)を実施。
- 直轄国道及び高速道路については、国土交通省近畿地方整備局及び高速道路会社(NEXCO)が、除雪体制の強化を図り各関係機関の緊密な連携の下、各機関の除雪計画に基づき、適切な除雪、凍結防止等の対策を行い、冬期間の交通の確保等に努める。



滋賀県における降雪時の避難経路の確保 (自然災害対応)

- 滋賀県は、冬季の円滑な道路交通を確保するため、毎年「道路除雪計画」を定め、これに基づき迅速かつ適切な雪寒対策の実施に努める。
- 直轄国道161号については、国土交通省近畿地方整備局が、除雪体制の強化を図り各関係機関の緊密な連携の下、各機関の除雪計画に基づき、適切な除雪、凍結防止等の対策を行い、冬期間の交通の確保等に努める。

